

神奈川県高等学校軽音楽専門部会規定

神奈川県高等学校文化連盟規約第5条により、専門部会規定を次の通り定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 本部会は神奈川県高等学校文化連盟軽音楽専門部会と称する。

(目的)

第2条 本部会は、県下の高校生の軽音楽活動の充実と発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本部会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

(1)神奈川県高等学校総合文化祭 神奈川県高等学校軽音楽コンクール

(2)技術講習会

(3)その他、本部会において必要と認める事業

(組織)

第4条 本部会は、県高等学校文化連盟(以下「県高文連」という)に所属する高等学校及びこれに準ずる学校の軽音楽分野に関する団体をもって組織する。

第2章 役員

(役員)

第5条 本部会に次の役員を置く。

(1)部会長 1名

(2)副部会長 1～2名

(3)理事 1名

(4)専門部会事務局長(以下「事務局長」と称する) 1名

(5)神奈川県高等学校総合文化祭実行委員(以下「実行委員」と称する) 1名

(6)編集委員 1名

(7)会計 1～2名

(8)会計監査 1～2名

(9)幹事 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次の通りとする。

(1)部会長、理事、事務局長、会計のうち1名、実行委員、編集委員は、役員会の推薦に基づき県高文連の会長が委嘱する。

(2)副部会長、会計のうち1名、会計監査、幹事は役員会で推薦し、部会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

(1)部会長は、本部会を代表し、会務を処理する。

(2)副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3)理事は、県高文連の理事会の会務を処理する。

(4)事務局長は、専門部会の庶務を統括し、県高文連の事務

局長会議の会務を処理する。

(5)実行委員は、神奈川県高等学校総合文化祭等の職務に携わる。

(6)編集委員は、高文連会報誌等を編集する。

(7)会計は、本部会の会計事務を行う。

(8)会計監査は、本部会の会計を監査する。

(9)幹事は、本部会の各種事業の企画、運営、庶務を行う。

(任期)

第8条 役員の仕事は、県高文連の規約に準ずる。

第3章 会議

(会議)

第9条 本部会に、次の会議を置き、部会長が必要に応じてこれに招集する。

(1)総会

(2)役員会(運営会議)

第4章 会計

(経費)

第10条 本部会の経費は、県高文連からの本部会への補助金、およびその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第11条 本部会の収支予算は、役員会の議決により定め、収支決算は会計年度終了後、監査を経て、県高文連の承認を受ける。

(会計年度)

第12条 本部会の会計年度は、県高文連の規約に準ずる。

第5章 補則

(会則の改正)

第13条 本規定の改正は、本部会の総会で議決し、県高文連常任委員会の承認を得るものとする。

(細則の制定)

第14条 本規定に定めるもののほか、本部会の運営に必要な事項は、別に細則を定めることができる。

第6章 附則

第15条 本規定は平成15年5月21日より施行する。

本規定は令和6年4月1日より施行する。